省　令

○農林水産省令第四十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一モキシデクチンを有効成分とする外皮塗布剤の項中「（搾乳牛を除く。）」を削り、「14日間」の次に「又は食用に供するために搾乳する前168時間」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十八号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号備考中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては」に改め、「取締役及び監査役」を「取締役」と、指名委員会等設置会社にあっては」を「指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

別記様式第二号別表⑱備考5中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同備考を同表備考6とし、同表備考4の次に次のように加える。

5　監査等委員会設置会社にあっては、「取締役及び監査役」を「取締役」とすることとし、「常勤監査役」及び「非常勤監査役」の欄への記載を要しない。

（旅客自動車運送事業等報告規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号」を「平成17年法律第86号）第2条第12号」に、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

一　旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）第一号様式第一表記載要領2

二　自動車道事業報告規則（昭和三十九年運輸省令第四号）第一号様式記載要領2

三　貨物自動車運送事業報告規則（平成二年運輸省令第三十三号）第一号様式備考2

（自動車道事業会計規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

一　自動車道事業会計規則（昭和三十九年運輸省令第三号）別表第二第15号様式備考及び第16号様式備考

二　港湾運送事業報告規則（昭和五十三年運輸省令第十号）第一号様式第一表備考2

三　鉄道事業等報告規則（昭和六十二年運輸省令第九号）別表第一備考5

四　高速道路事業等会計規則（平成十七年国土交通省令第六十五号）別表第二第15号様式

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則等の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「監査役」を「監査等委員である取締役若しくは監査役」に改める。

一　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則（昭和六十二年運輸省令第二十号）第五条

二　中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第十九号）第九条

三　成田国際空港株式会社法施行規則（平成十六年国土交通省令第十九号）第十条

四　東京地下鉄株式会社法施行規則（平成十六年国土交通省令第二十一号）第二条

五　高速道路株式会社法施行規則（平成十七年国土交通省令第六十三号）第十条

六　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第二十号）第九条

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第百七十七号

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和三十七年自治省令第十四号）第一条第十一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百七十七号（近傍の市役所等として総務大臣が定める事務所を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月二十八日

総務大臣　山本　早苗

「平成二十年十二月二十六日総行応第三十九号総務事務次官通知「定住自立圏構想推進要綱について」を「定住自立圏構想推進要綱」（平成二十年十二月二十六日付総行応第三十九号）」に改め、「宣言中心市の事務所」の下に「又は「連携中枢都市圏構想推進要綱」（平成二十六年八月二十五日付総行市第二百号）に規定する連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結した市町村のうち宣言連携中枢都市の事務所」を加える。

○法務省告示第二百三十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年四月二十八日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ポール・シュナイツァー・マーストン

生年月日　千九百七十三年十一月十四日

○法務省告示第二百四十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十七年四月二十八日

法務大臣　上川　陽子

一　指定を受けた者

氏　名　ポール・シュナイツァー・マーストン

生年月日　千九百七十三年十一月十四日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものアメリカ合衆国テキサス州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第二百四十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年四月二十八日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ファリバ・マルーフ

生年月日　千九百八十四年九月十四日